

議第3号

令和3年度各務原市一般会計予算

令和3年度各務原市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,070,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		19,663,331
	1 市民税	7,882,255
	2 固定資産税	9,256,257
	3 軽自動車税	338,847
	4 市たばこ税	650,000
	6 入湯税	1,200
	7 都市計画税	1,534,772
2 地方譲与税		402,840
	1 地方揮発油譲与税	90,000
	2 自動車重量譲与税	300,000
	4 森林環境譲与税	12,840
3 利子割交付金		14,000
	1 利子割交付金	14,000
4 配当割交付金		66,000
	1 配当割交付金	66,000
5 株式等譲渡所得割交付金		44,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	44,000
6 法人事業税交付金		134,000
	1 法人事業税交付金	134,000
7 地方消費税交付金		3,100,000
	1 地方消費税交付金	3,100,000
8 ゴルフ場利用税交付金		15,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	15,000

(単位：千円)

款	項	金額
9 環境性能割交付金		37,000
	1 環境性能割交付金	37,000
10 国有提供施設等所在市町村 助成交付金		380,000
	1 国有提供施設等所在市町村 助成交付金	380,000
11 地方特例交付金		512,000
	1 地方特例交付金	145,000
	2 新型コロナウイルス感染症 対策地方税減収補填特別交 付金	367,000
12 地方交付税		2,300,000
	1 地方交付税	2,300,000
13 交通安全対策特別交付金		15,000
	1 交通安全対策特別交付金	15,000
14 分担金及び負担金		343,285
	2 負担金	343,285
15 使用料及び手数料		495,641
	1 使用料	309,012
	2 手数料	186,629
16 国庫支出金		8,909,579
	1 国庫負担金	6,028,625
	2 国庫補助金	2,722,210

(単位：千円)

款	項	金額
	3 委託金	158,744
17 県支出金		3,614,108
	1 県負担金	2,393,035
	2 県補助金	951,575
	3 委託金	269,498
18 財産収入		135,780
	1 財産運用収入	118,484
	2 財産売却収入	17,296
19 寄附金		680,000
	1 寄附金	680,000
20 繰入金		6,083,376
	1 基金繰入金	6,083,376
21 繰越金		850,000
	1 繰越金	850,000
22 諸収入		976,560
	1 延滞金・加算金及び過料	20,001
	2 市預金利子	204
	3 貸付金元利収入	427,300
	4 受託事業収入	95,372
	6 雑入	433,683
23 市債		4,298,500
	1 市債	4,298,500
歳入合計		53,070,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		359,961
	1 議会費	359,961
2 総務費		7,274,445
	1 総務管理費	6,141,770
	2 徴税費	668,457
	3 戸籍住民基本台帳費	282,406
	4 選挙費	111,913
	5 統計調査費	33,179
	6 監査委員費	36,720
3 民生費		15,467,933
	1 社会福祉費	5,799,111
	2 高齢福祉費	444,461
	3 児童福祉費	7,474,694
	4 生活保護費	1,704,950
	5 国民年金費	36,417
	6 災害救助費	8,300
4 衛生費		3,929,060
	1 保健衛生費	1,251,882
	2 環境費	2,677,178
5 労働費		105,698
	1 労働諸費	105,698
6 農林水産業費		443,131
	1 農業費	146,560

(単位：千円)

款	項	金額
	2 畜産業費	32,956
	3 農地費	206,605
	4 林業費	57,010
7 商工費		1,695,710
	1 商工費	1,695,710
8 土木費		3,900,821
	1 土木管理費	433,550
	2 道路橋梁費	1,849,189
	3 河川費	109,467
	4 都市計画費	868,329
	5 住宅費	640,286
9 消防費		2,304,444
	1 消防費	2,304,444
10 教育費		6,464,560
	1 教育総務費	1,043,493
	2 小学校費	794,672
	3 中学校費	572,044
	4 特殊学校費	124,041
	5 幼稚園費	1,220,168
	6 社会教育費	1,282,221
	7 保健体育費	1,427,921
12 公債費		5,692,726
	1 公債費	5,692,726

(単位：千円)

款	項	金額
13 諸支出金		5,381,511
	2 繰出金	5,298,017
	3 基金費	83,494
14 予備費		50,000
	1 予備費	50,000
歳出合計		53,070,000

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
会議録等作成業務委託事業	令和3年度から 令和4年度まで	552
本会議映像インターネット 配信業務委託事業	令和3年度から 令和6年度まで	4,115
本庁舎総合管理事業	令和3年度から 令和4年度まで	61,692
本庁舎来庁関連事業	令和3年度から 令和4年度まで	13,479
産業文化センター天井ほか1改修事業	令和3年度から 令和4年度まで	75,437
大伊木町ふれあいセンター改修事業	令和3年度から 令和4年度まで	63,370
多文化共生推進プラン策定事業	令和3年度から 令和4年度まで	1,804
新庁舎建設事業（その3）	令和3年度から 令和4年度まで	539,330
市民税・県民税賦課事務 補助業務派遣委託事業	令和3年度から 令和4年度まで	2,414
市民税・県民税賦課事務用 パソコンレンタル事業	令和3年度から 令和4年度まで	495
固定資産税路線価付設等委託事業	令和3年度から 令和5年度まで	17,050
農業企業化資金利子補給補助金 （令和3年度貸付予定分）	令和3年度から 令和18年度まで	887
ふれあいタクシー運行事業	令和3年度から 令和4年度まで	ふれあいタクシー 運行に係る協定書 に基づく負担金額
チョイソコかかみがはら事業	令和3年度から 令和4年度まで	チョイソコかかみがはら に係る協定書 に基づく負担金額

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
機 械 要 素 技 術 展 出 展 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	1 0 0
道 路 維 持 補 修 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	8 0, 0 0 0
都 市 計 画 区 域 区 分 等 変 更 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	4, 8 9 1
学 び の 森 緑 の 一 括 管 理 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 6 年 度 ま で	1 4, 0 3 4
市 営 住 宅 耐 震 補 強 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	1 4 5, 1 8 1
A E D 更 新 事 業 (令 和 4 年 度 更 新 分)	令 和 3 年 度 か ら 令 和 8 年 度 ま で	2, 9 3 1
小 学 校 受 変 電 設 備 整 備 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	6 6, 2 7 6
新 特 別 支 援 学 校 整 備 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	5 3 2, 0 0 6
城 山 用 地 取 得 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 7 年 度 ま で	1 3 2, 3 0 3
新 総 合 体 育 館 整 備 基 本 計 画 策 定 事 業	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	1 5, 8 7 1
金 融 機 関 の 各 務 原 市 土 地 開 発 公 社 に 対 す る 貸 付 金 の 債 務 保 証	令 和 3 年 度 か ら 令 和 4 年 度 ま で	5, 0 0 0, 0 0 0

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学習等供用施設 整備事業	千円 3,200	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し、 又は繰上償還に 若しくは低利に 借り換えること ができる。
産業文化センター 施設整備事業	44,200			
普通財産施設 整備事業	11,800			
福祉センター 施設整備事業	15,400			
川島会館施設整備事業	3,800			
保育所整備事業	7,900			
し尿処理施設整備事業	111,500			
ごみ処理施設整備事業	212,000			
火葬場整備事業	114,000			
農業基盤整備事業	7,700			
航空宇宙博物館 施設整備事業	4,600			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
産業振興施設整備事業	千円 124,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 は、当該利 率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。ただし、市財 政の都合により償 還期間及び償還 又は繰上償還若 しくは低利に借 り換えることが できる。
道路橋梁事業	585,400			
排水路改良事業	1,300			
街区公園整備事業	39,900			
都市再生整備事業	27,800			
急傾斜地崩壊対策事業	53,100			
消防施設整備事業	134,700			
適応相談施設整備事業	3,600			
小学校施設整備事業	197,600			
中学校施設整備事業	248,500			
文化財施設整備事業	1,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
少年自然の家整備事業	千円 31,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 〔ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率〕	公的資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合には借入先と 協定し、その条 件に従うものと する。 ただし、市財 政の都合により 据置期間及び償 還期限を短縮し、 又は繰上償還、 又は繰上償還に 若しくは低利に 借り換えするこ とができる。
図書館整備事業	189,400			
学校給食センター 施設整備事業	700			
体育施設整備事業	123,300			
臨時財政対策債	2,000,000			

議第4号

令和3年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算

令和3年度各務原市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14,475,544千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、250,000千円と定める。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		2,605,563
	1 国民健康保険料	2,605,563
2 使用料及び手数料		1,300
	1 手数料	1,300
3 国庫支出金		3,000
	1 国庫補助金	3,000
4 県支出金		10,227,490
	1 県補助金	10,227,490
5 財産収入		120
	1 財産運用収入	120
6 繰入金		913,020
	1 他会計繰入金	903,020
	2 基金繰入金	10,000
7 繰越金		699,051
	1 繰越金	699,051
8 諸収入		26,000
	1 延滞金及び過料	2,400
	2 預金利子	100
	3 雑入	23,500
歳 入 合 計		14,475,544

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		115,158
	1 総務管理費	115,158
2 保険給付費		10,117,042
	1 保険給付費	10,117,042
3 国民健康保険事業費納付金		3,812,969
	1 国民健康保険事業費納付金	3,812,969
4 保健事業費		210,375
	1 特定健康診査等事業費	85,478
	2 保健事業費	124,897
5 諸支出金		120,000
	1 償還金	120,000
6 予備費		100,000
	1 予備費	100,000
歳 出 合 計		14,475,544

議第5号

令和3年度各務原市介護保険事業特別会計予算

令和3年度各務原市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,526,996千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、100,000千円と定める。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保険料		2,679,987
	1 介護保険料	2,679,987
3 使用料及び手数料		230
	2 手数料	230
4 国庫支出金		2,440,797
	1 国庫負担金	2,005,014
	2 国庫補助金	435,783
5 支払基金交付金		3,000,587
	1 支払基金交付金	3,000,587
6 県支出金		1,595,977
	1 県負担金	1,595,977
7 財産収入		159
	1 財産運用収入	159
9 繰入金		1,803,079
	1 一般会計繰入金	1,703,079
	2 基金繰入金	100,000
10 繰越金		2,600
	1 繰越金	2,600
12 諸収入		3,580
	1 延滞金、加算金及び過料	180
	2 預金利子	200
	4 雑入	3,200
歳 入 合 計		11,526,996

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		159,010
	1 総務管理費	159,010
2 保険給付費		10,810,180
	1 保険給付費	10,810,180
3 地域支援事業費		550,454
	1 地域支援事業費	550,454
4 保健福祉事業費		3,752
	1 保健福祉事業費	3,752
6 諸支出金		2,600
	1 償還金及び還付加算金	2,600
7 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		11,526,996

議第6号

令和3年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和3年度各務原市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,513,707千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		1,633,502
	1 後期高齢者医療保険料	1,633,502
2 使用料及び手数料		150
	1 手数料	150
3 繰入金		1,776,757
	1 他会計繰入金	1,776,757
4 繰越金		31,500
	1 繰越金	31,500
5 諸収入		71,798
	1 延滞金、加算金及び過料	300
	2 償還金及び還付加算金	610
	3 預金利子	150
	4 受託事業収入	70,728
	5 雑入	10
歳 入 合 計		3,513,707

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		16,848
	1 総務管理費	16,848
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,419,339
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,419,339
3 保健事業費		75,410
	1 健康診査事業費	75,410
4 諸支出金		2,110
	1 償還金及び還付加算金	2,110
歳 出 合 計		3,513,707

議第7号

令和3年度各務原市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度各務原市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	62,500 戸
(2) 年間総給水量	16,948,000 m ³
(3) 一日平均給水量	46,433 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
改良事業費	1,474,826 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 水道事業収益	2,830,885 千円
第1項 営業収益	2,472,332 千円
第2項 営業外収益	358,551 千円
第3項 特別利益	2 千円
支	出
第1款 水道事業費用	2,427,739 千円
第1項 営業費用	2,276,624 千円
第2項 営業外費用	137,614 千円
第3項 特別損失	3,501 千円
第4項 予備費	10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,536,632千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額109,754千円、過年度分損益勘定留保資金1,202,168千円及び当年度分損益勘定留保資金224,710千円で補てんするものとする。）。

収	入
第1款 資本的収入	246,027 千円
第1項 負担金	246,026 千円
第2項 固定資産売却代金	1 千円

支 出

第1款 資 本 的 支 出	1, 7 8 2, 6 5 9 千円
第1項 建 設 改 良 費	1, 4 8 1, 8 9 3 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	3 0 0, 7 6 6 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用及び営業外費用の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 2 8 7, 0 7 8 千円

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は、5 0, 0 0 0千円と定める。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司

議第8号

令和3年度各務原市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度各務原市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排水戸数	42,302 戸
(2) 年間総排水量	11,523,395 m ³
(3) 一日平均排水量	31,571 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
污水管渠建設費	1,306,458 千円
雨水管渠等建設費	397,484 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収		入	
第11款	下水道事業	収益	2,852,653 千円
第1項	営業	収益	1,558,612 千円
第2項	営業外	収益	1,294,041 千円
支		出	
第21款	下水道事業	費用	2,811,583 千円
第1項	営業	費用	2,478,189 千円
第2項	営業外	費用	330,694 千円
第3項	特別	損失	1,700 千円
第4項	予備	費	1,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額802,348千円は、当年度分損益勘定留保資金802,348千円で補てんするものとする。）。

収		入	
第31款	下水道事業	資本的収入	2,102,040 千円
第1項	負担	金	93,792 千円
第2項	企業	債	1,326,500 千円
第5項	他会計	出資金	155,003 千円
第7項	補助	金	526,745 千円

支 出

第41款	下水道事業資本的支出	2,904,388千円
第1項	建設改良費	1,789,826千円
第2項	企業債償還金	1,114,562千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金の融資に係る利子補給金 (令和3年度融資予定分)	令和3年度から 令和7年度まで	126千円
公共汚水ます等 設置事業	令和3年度から 令和4年度まで	14,000千円
流域関連公共下水道事業 変更計画策定事業(雨水)	令和3年度から 令和4年度まで	990千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 1,009,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
流域下水道事業	85,800		ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	
資本費 平準化	231,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 144,982千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業費に充てるため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、649,000千円である。

令和3年3月8日提出

各務原市長 浅野 健 司